

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和元年9月4日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長 他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、ヨシノさんからお願いします。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしくお願いします。

今日の委員会の議題の2で出ました事故原因の検討会についてですけれども、話をお伺いしている限りでは、これを再開することに関して大きな異論は出なかったと思うんですが、そのような認識でよろしいでしょうか。

○更田委員長 呼び方もいろいろありますけれども、中間報告という形で報告を出してから、その後、事故の分析を行うような材料が、廃炉作業に伴ってではあるけれども、なかなか出てこない状況が見通せたので、ある意味、それほどアクティブにやっていたわけではないというか、停止していたところですが、御承知のように、ペネを通して中をのぞけるようになってきて、それから、ごく小さなサンプルではあるだろうけれども、取り出せるような状況になってきた。それから、いまだに期待はしているけれども、なかなか難しいのは、できれば早く1、2号機のスタックに寄りつきたいのですけれども、やはりまだ線量が高くてなかなか行けない。SGTSのバルブの前後の付近も、ガンマカメラで見ている程度で近寄っていけないのですけれども、ただ、それでも以前に比べれば整理整頓みたいな、周辺の状況も少しは改善をされたので、急には期待できないけれども、徐々に検討に値する材料は出てくるだろうと。そういった状況が生まれたので、改めて体制を整え直してというのが今日の議題の趣旨です。

それから、もう一つは、強調しましたけれども、廃炉作業という目的のために資源エネルギー庁が出す指示と、それから、事故の分析という観点から規制庁が出す指示というものが錯綜してしまわないように、東京電力からしてみれば、同じものに取りつくものに対して、様々な命令が複線化がされてやってくるよりは、やはり事前に政府としてしかるべき統一を図ってから東京電力に指示するべきであろうということで、その仕組みを、これはまだ相手のあること、資源エネルギー庁の方での検討もされていることと思っておりますけれども、これが整えば、分析もより効果的なものになるだろうし、また、廃炉作業の効率も横目で見ながらということが可能になるのだろうと思っています。

○記者 資料を拝見して、ざくっと言いますと、大量の放射性物質が炉外に漏れ出ていった経路についての検証であるとか、あるいはイソコンの、起動したのかどうか、どの程度効果があったのか等々があったような、その後のレクでもいろいろ聞いているのですけれども、そのようなことがあったと思うのですけれども、それ以外に委員長の注目点等々がありましたら教えていただけないでしょうか。

○更田委員長 1つ大事なことは、個々の具体的な現象はどうであったかということを押さえていくことでとどまらないで、そこから今後反映すべきような反省がきちんと得られるかどうかなのですけれども、その観点からすると、一体ここから何を反省材料を抽出しようと思ふものもあるのですけれども、とりあえず、わからないことはまずひとつひとつはっきりさせたい。

例えば、オペフロを見に行ったときに、遮蔽が大きくずれている、あれは何でだろうと。おそらくは、オペフロの上、建屋が水素爆発を起こしたときの背圧でもって浮き上がったとも考えられるのだけれども、果たしてふたの下で水素の爆発があったのか、なかったのか。それから、リークパスといっても、例えば、水素のリークパスもあるし、これはなかなか見つけるのは難しいと思いますけれども、おそらくは同じようなパスを介してだろうけれども、放射性物質がどのパスを通過していったかということはわかってくることを期待しています。

ただ、わかるだけでとどまってしまっただけではいけなくて、そこから一体何を反省なり教訓を抽出しようかというところはいろいろあると思って、むしろ、今日の委員会でも申し上げましたけれども、平成4年の経済産業省の要請に応じて行われた電力の自主AMって、果たして本当に最後まで真面目に考えられて設置されたものなのかどうかということは、大きな事故の反省材料になると思っていて、例えば、今日もちょっと申し上げましたけれども、耐圧強化ベントのラプチャーディスクの設定圧、どこまで圧力差がついたらラプチャーディスクが破れてベントできるようになるか、ちょっと不確かですけれども、聞いた限りによると6気圧ぐらいに、つまり格納容器の限界圧力近くに設定されていた可能性があると考えていて、そうだとすると、昨日の中部電力との意見交換でも倉田副社長から説明がありましたけれども、アーリーベント、炉心損傷を起こす前のベントに使うつもりだったという説明は成立しないですね。アーリーベントで格納容器の圧力、そんなに高くなるはずないですから。一方で、本当にベントを、格納容器を減圧、冷却するための手段として期待していたのだったら、そんなにラプチャーディスクの設定圧を高くなるはずがないと思っています。というのは、そのぐらいの内部圧力になったら、もう漏えい始まっていますので。

そういった意味で、旧安全委員会とは真剣に議論したのだと思います。有効なAMがなるようにと。それから、設計もちゃんとされたかもしれないけれども、本当に狙ったような意図の施工がちゃんとされていたかどうか疑問がいくつもあつた。

それから、これから確認しなければなりませんけれども、1,2号機の排気筒の中のSGTS、

ベントした、合流した後の配管ですけれども、それは本来、排気筒の中で、独自の配管として上の方へ立ち上がってなければいけないのですけれども、昨日、中部電力に聞いたら、1,2号機は30メートル、3号機以降はスタックの一番上のところまで独自配管で立ち上がっているという説明でしたけれども、1Fの1、2号機がちょっとそこら辺が怪しくて、スタックの中のSGTSの配管がどこまで立ち上がっているか、図面等でも確認できればいいのですけれども、図面等も今、事務本館にあるという状態なので、いずれそれも見に行けるようになることを期待していますけれども、本当に電力自主のアクシデントマネジメント策が真面目に考えられていたものなのかどうかは、1F事故の分析としても大きな教訓、ないしは反省材料を抽出できると思っていて、そういったことも是非力を注いで分析をしていきたいと思っています。

○記者 私の方は最後にしますが、そうしてみると聞いてみたくなってしまうのは、今も新潟の技術委員会などでは、故障の原因について、津波だったのか、あるいは揺れの機器の損傷があったのかということがまだ活発に議論されていますが、その辺についての検証はどうお考えでしょうか。

○更田委員長 今まで出てきた材料を整理してみる限りにおいて、やはり津波が地震の引き金になっていると。津波でやられるまでの地震の影響というのは、原子炉に致命的な影響を与えるような影響はなかったと見ていますけれども、では、検証するなり、立証するなりの材料が今後の廃止措置の作業の中で見つかるかということ、これもまたなかなか難しいだろうとは思っています。やはり事故の原因ないしは進展に係る分析でも、それぞれ思い込みがある部分もあって、ですから、公開の席で議論がされることが重要なのだらうと思っていますけれども、1つのパラメータであるとか、1つの機器の状態だけを見て結論を抽出するような議論は危険だと考えていて、やはり様々な材料を並べて議論する必要があるとは思っています。地震影響に関しては、よほど予想外のものか何かが見つからない限り、今の分析が示している方向は変わらないように思っていますけれども、予断をもって調査に臨まないということは重要だと思います。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

先ほどの質問に関連してなのですけれども、1F事故の調査の再開方針ということで、スケジュール感として2020年度中をめどにまた中間報告をまとめていかれるということまで触れられていたのですが、このスケジュール感について、委員長はどのようにお考えですか。

○更田委員長 このスケジュール感は、おそらく事務局の考えを想像するに、やはり事故後10年を意識したものだと思っています。ですから、余り技術的な理由から定めたものではないのですけれども、あれだけの大きな事故からちょうど10年という節目を迎えるに当たって、再開した分析は現在進行中ですよというのは、やはりちょっと、何と申します

か、かっこ悪いと思ったのではないかと思います。そういった意味で、技術的に定めたターゲットではないけれども、しかし、10年という節目を迎えるのに向けて、これも再び中間的なものになるだろうとは思いますが、一旦取りまとめを行おうとするのは自然なことだと思います。

○記者 もう一点、その中間報告に向けてということになるのかもしれないのですが、国会や政府など、複数の事故調がある中で、規制委員会としての事故調査という意義について、委員長としてはどのようにお考えですか。

○更田委員長 これはもとより設置法で与えられている役割ですので、一つの責任であると思っています。原子力規制委員会は、言うまでもなく東京電力福島第一原子力発電所の事故に対する厳しい反省のもとに幅広い議論が行われて設置された委員会で、その組織の使命の一つに、東京電力福島第一原子力発電所事故のことを忘れない、反省を常に振り返りながら組織の運営を進めるというのは、国が幅広い議論のもとに定めたことですので、これは決して今後に変えられるものではないと思っています。そして、廃炉作業の進展に関わらず、節目節目には、一体何があの事故に至ったのだということについて問い続けることは一つの役割だと思いますので、これは私たちの仕事の大きな一部なのだろうと思っています。

一方で事故の分析等々は、様々な視点や様々な主体が行うことは意味のあることですし、政府は政府として、国会は国会として、ないしは学会であるとか、民間であるとか、これはそれぞれの議論のしやすさ一つを取っても長所・短所がありますので、いくつかのものが並列すること自体はおかしなことではなく、むしろ利益のあることだと思います。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますか。ワタライさん。

○記者 IWJのワタライです。

これから廃炉の作業がだんだん進んでいくことになると、当然、その作業と現場の証拠保全というのでしょうか、そういう意味合いと相互に矛盾する問題を抱えてくるかと思うのですが、それについての何か対策というか、お考えがありましたら教えていただければと思います。

○更田委員長 今、御質問の中にあつたこと自体が今回改めて事故分析について再び立ち上げなければならないという動機の一つでありまして、例えば、タービン建屋や原子炉建屋にたまっている水をどうするかとか、海水配管トレンチの中にたまっていた水を抜くためにどうしたらよいかという廃炉作業を進めている間は、事故の分析に関わるような現場が荒らされるおそれは小さかったわけですが、ここのところ、最近では、例えば、2号機、1号機等に、ペネから棒を突っ込んで中の写真を撮るとか、そういった作業にフェーズが変わってきた。そうなるのと、むやみにいろいろなところをあけて、中へ棒を突っ込むだとかにしても、おっしゃった質問の言葉で言うと現場が荒らされる

可能性がだんだん高まってきた。

ですから、現場保全というのは大事なことで、一方で安全に廃炉を速やかに進めることも大事なことで、であるがために、ではどうしようかという、ちゃんと考えると、やはり廃炉作業の指示を出している一番上の資源エネルギー庁と、それから、分析をやろうとしている私たちの間のコミュニケーションをとらずして、それぞれが勝手なことを言っていると、私たちの知らない間に現場が荒らされてしまっただけでは困るし、一方で、分析の名のもとに廃炉が著しく滞ってしまっただけでは、それは資源エネルギー庁のためにも、福島の方々のためにもならないだろう。そういった意味で、一番留意しているところは、廃炉に責任を持っている資源エネルギー庁と、分析を行うことに責任を持っている私たちの間できちんとコミュニケーションをとりましょう。それから、おっしゃったように、現場にそろそろ手がつき出したので、やはりここはきちんと見張る必要があるだろうというのが大きな動機です。

○記者 それに伴いまして、エネ庁と規制庁とのやり取りというのは、ある程度公開することは可能なのでしょうか。

○更田委員長 これは相手のあることなのですけれども、私たちの方は、会議体、公開の会議でもって議論、もとより細かい調整は、どうしても役所同士のことなので、するのでしょうかけれども、ただし、プロセスが皆さんにわかっていたかのように、見られるように、これは公開の会議体でもって方針なり、優先順位付けがなされることを期待しています。ただ、相手のあることですので、まだ決まったという形では申し上げられないです。

○記者 わかりました。ありがとうございました。

○司会 ほかがございますでしょうか。それでは、イナムラさんから。

○記者 読売新聞のイナムラといいます。よろしくお願いします。

同じく関連して1Fの件なのですけれども、今回、2020年の中間報告書をまとめるという一つの目標がありますけれども、今回立ち上げるエネ庁と関係機関との調整連絡会議は、恒久的なものとして考えているのか、それとも2020年の中間報告がまとまるまでの限定的なものなのか、そこを教えてください。

○更田委員長 明示的に規制庁、事務局から提案があったわけではないですけれども、作業や、そこで議論をしなければならない内容の性質から考えると、一時的なものではないと思っています。いわゆる長期間にわたって必要なことだろうと私は思っています。ただ、これも相手のあることで、相手がとりあえず2020年までと言われてしまうかもしれないけれども、そこで調整をして方針を決めていこうとすることは、廃炉作業が続く限り、また分析が続く限り必要な調整ですので、必ずしも2020年末までのものとは捉えていません、できれば恒常的なものであってほしいと私は考えています。

○記者 そうすると、2020年以降で言うと、重要な工程が、デブリ取り出しはじめ、始ま

りますけれども、その辺の作業過程で出てくるものについても、事故分析に必要であれば、規制庁、規制委員会として調べる対象となるということでしょうか。

○更田委員長 事故分析の対象として、今の時点で多少は状況が改善されたとはいっても、今でもまだまだ高線量に阻まれて寄りつけないところがたくさんありますので、むしろ2020年以降、炉心の部分に本当の意味で手が届くのはもっと後のことです。そういった意味で、資源エネルギー庁との間で設けようとしている会議体というか、仕組みというのは、議論の材料は2020年以降の方がむしろあるぐらいだと思います。

○記者 その点について若干心配なのがエネ庁とのコミュニケーションなのですが、ふだんのエネ庁の工程の関係にしても、なかなか決まったことは公にしないことが多いのですが、なおかつ規制庁と公開の場で、その辺のことまで情報共有が我々の目の前で行えるのかという心配があるのですが、その辺はどのように思っていますでしょうか。

○更田委員長 それは心配していないと言うとうそになるわけで、ですから、盛んに相手のあることと申し上げているところがありますし、それから、各省庁は各省庁なりのやり方があるとは思いますが、ただ、対象から考えれば、あれだけ多くの被害を生んだ事故に係ることに取り組もうとするところに、もちろん利益相反はあってはならないけれども、しかし、一方でそこに役所の縦割りが持ち込まれるというのも極めて不自然なことなので、是非しっかりした議論をして、できるだけ透明性の高いプロセスになるように期待をしています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、右の列のワタナベさんでしたか。

○記者 東京新聞のワタナベと申します。よろしくお願いします。

先ほども排気筒のことを少し触れられましたけれども、解体が1か月かかって、ようやく1ブロック切れたところであります。2日の日の監視・評価検討会では、作業でトラブルが相次いだことも受けて、一旦立ちどまるべきではないかという意見も出ておりますけれども、委員長としての御見解をお聞かせください。

○更田委員長 まず、全体に対する見解といいますか、印象を申し上げますけれども、1・2号機の排気筒の解体に関しては、まず、予定よりも遅れたことに関しては、これは余り目くじらを立てるべきことではないと思っています。確かに、もし再び大きな地震に襲われたときの倒壊をおそれて、今、短くしようとしているわけですが、一方で、計画を守ろうとする余り、例えば、作業の方にとって危険な作業というのがあってはならないし、ですから、計画を守ろうとすることよりも、やはり安全第一なのだと思っています。

それから、まだ第1段階、半分まで切ろうとしているものの、ブロック一つようやくとれた段階ですから、ここの段階で何日遅れたとか、一月遅れたということは、余り厳し

く東京電力に問うべきようなことではないと思っていますし、やはり余り例のない、近寄ることのできない、あれだけの高さの構築物を切断しようとする作業ですから、褒めるというところちょっとおかしいかもしれないけれども、やはりあれだけの困難な作業に携わっている人たちの苦労は評価をしたいと思います。たとえ遅れたとしても、まず1ブロックやれたということは評価するべきだと思います。

一方で、監視・評価検討会での議論とありましたけれども、本当に最後の段階、最後の2～3日の段階になってやはりトラブルがあって、このトラブルにかかわることが、あの検討会の席上、うちの事務所長が指摘しないと東京電力から話がなかった。これはちょっと残念に思っています。

もちろん直前に起きたことなので、東京電力としては整理ができていなかったということなのかもしれないけれども、役所が東電にこういう言い方をするのはおかしいかもしれないけれども、余りにお役所的対応で、ですから、起きたトラブルであるとか、そういったことは自らきちんと言及してほしいと思いますし、まだまだ始まった段階ですけども、本当に作業に携わっている方々の安全も第一に考えてほしいと思っています。

困難な作業ですから、温かい目で見えてあげてほしいという言い方はふさわしくはないかもしれないけれども、本当に簡単な作業ではありませんので、時間的な遅れそのものに関しては、余り私たち、重視するというよりも、作業者の安全に十分に留意されているか、それから、放射性物質等々の飛散などが万一にもないようにきちんとされているかどうか、きっちり監視をしていこうと思っています。

○記者 もう一点追加でお聞きしたいのですけれども、今月、9月中にもあと3ブロックを切断すると。年度内に作業を終えるといったスケジュールを、今のところ、東電が示しているのですけれども、これについてはどのように。今、安全第一でやってほしいというお言葉もありましたけれども。

○更田委員長 もちろん、計画を持たずにはなかなか物事というのは進められませんから、計画を持って予定を立てるのは。ただ、繰り返しますけれども、期限を遵守するというよりは、各段階ごとにしっかりと立ちどまって安全の確認をしてほしいと思っています。また台風の季節等も来ますし、そういった意味では、慎重に進めてほしいと考えています。

○司会 それでは、タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

1Fの調査のことを1点だけ確認させてください。

このほど再開する理由というのは、線量が下がったことと、廃炉でいろいろなところに手をつけ始めたということで理由はお伺いしたのですが、この5年間、何もやっていなかったわけではないのでしょうかけれども、この5年間は何だったのだろうかというのをもう少し御説明をいただきましたかった。線量が下がるのを待つというのも、それはわかる

のですけれども。

○更田委員長 この5年間をごくざっくり振り返ったら、やはり滞留している汚染水との戦いがメインだった。凍土壁方式の遮水壁の提案等があつて、その実効性、有効性に関する検討、それから、副作用についても考える必要があつたし、建屋内の滞留水、汚染した滞留している水をどう下げていくかという、現在、サブドレンなどの方策によってどんどん水位を下げていくところですのでけれども、この5年間を振り返ると、一番大きかったのはやはりあの滞留水の問題であつたと思っています。

ごくごくざっくり言うと、分析云々というよりも、まず目の前の滞留水の問題、それから、汚染水の処理の問題、こういった問題の方をより重視すべき時期だつたのだと思っています。

現在、現時点を今申し上げた時期と比較していうと、建屋内に滞留している水はあるけれども、水そのものの放射性物質の量は、順調にというか、減っていつている。ですから、水そのもの、汚染水はまだタービン建屋、原子炉建屋に滞留はしているけれども、その中に含まれている放射性物質の量は順調に減りつつある。最後にドライアップするまでの課題というのはまだあるけれども、リスクという点からいけば、環境を汚染するリスクという点からいけば、随分改善をされた。

そして、使用済燃料の取り出しに関しても、3号機が軌道に乗り出して、そして、1号機、2号機はより難しそうではあるけれども、オペフロの整理等々という方向へ進みつつある。それから、スタックもまだ根元の部分に寄りつけないではいるけれども、それでも改善された。

ですから、優先順位の問題ですけれども、今おっしゃった5年間ということに関して言えば、やはり滞留している汚染水の対処というものをまず優先するべきであると考えてきたし、現時点に至って言えば、一定のリソースを分析に割くべき時期に来たという、そういった判断で今回の体制の立ち上げというものを考え出したというところです。

○記者 そういう意味では、逆に、先ほども質問がありましたように、2020年というところで次を一旦切ったとしても、その後は、もちろん近づけないところはあるのでしょうか。むしろその後はずっと継続していくようなイメージで捉えていたらいいいのですか。

○更田委員長 それはちょっと今、判断するには早いように思っています。というのは、いざ取りついてみたら、なかなか中のものが全く出せないという状態になることだつてあり得ますし、それから、現在、損傷した炉心に対して循環させている冷却水をどうするか。ずっとかけ流しのような状態でいくのか、あるいは1回とめて、今、取り出し法に関しても、気中と言われているけれども、まだこれからどのぐらいの遮蔽が必要になるか等々もまだめどがつかない状況なので、続けるべきか、ないしはまた1回立ちどまるべきかというのは、またそれは2020年末の時点で改めて議論すべきことだと思いません。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますか。マルヤマさん。

○記者 TBSのマルヤマです。

先ほどの排気筒の切断のことで1点お伺いしたいのですけれども、最後の2～3日のトラブルの件を委員長もお話しされていて、計画より安全第一ということをおっしゃっているのですけれども、安全のために遠隔操作だったわけですけれども、最後の最後に人が上がっていかなければいけなくなったという状況になったことは、委員長はどういうぐあいに捉えていらっしゃるでしょうか。

○更田委員長 詳細を承知していませんけれども、ただ、短時間であればという判断であったのだらうと思いますし、作業時間から考えれば、被ばくを大きく懸念するものではないかもしれないけれども、やはり予定外に高所に人が行くということですから、現場はそれほど何か深刻に考えなかったのかもしれないけれども、それでも結果的にそのようにならざるを得なかったというのは、トラブルが起きたときの対処について、あらかじめ考えておくということが重要なのだらうと思いますけれども、始めたばかりなので、始めた第一段階なのでというところで、いたし方がないかなと思う部分もあります。

ただ、高所作業に当たってどのような対策がとられたかどうか、これから規制庁は東京電力に対してヒアリングで説明を受けることになっていますので、最後の数日間のことについては、改めて東京電力の説明を受けて、必要であれば監視・評価検討会で議論をしていくことになると思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 カワダさん、挙げておられましたね。

○記者 朝日新聞のカワダと申します。

調査の方に戻るのですけれども、ICについては、委員会では敦賀との比較とかもおっしゃっていたのですけれども、主眼は、現場というか、物の方を調べるのが主なのか、それとも敦賀とかの事前の訓練とか、そういったところを振り返るのが主眼なのか、どちらなのでしょう。

○更田委員長 ざっくり言えば後者です。これは東京電力福島第一原子力発電所事故が起きた直後に、まだ私が前の組織にいたときに同僚と話をしていたことで、その同僚は亡くなってしまったので、確認をするすべがないのですけれども、日本原電はICの機能を備えたシミュレーターをずっと維持をしていて、運転員の訓練もそれでやっていると。

ところが、東京電力は、ICを持ったシミュレーターというのは何かさっさと廃止してしまっただけで、今はもうないらしいというような話をしたことがあるのですよ。それはちょっと確認をしなければならぬ。どうもそうらしいというところはあるのです。

けれども。

ICを備えた炉の運転を続けているのだったら、ICというのは万一のときの設備ではあるのだけれども、やはりそれに備えて訓練というのは重ねておくべきだと思うのですけれども、というのは、事故のときに本当にICが作動しているのかどうかというのは、あれだけ議論になった対象ですから。事故のことを正しく反省するためには、それに備える体制が事故以前にどうであったかというのも一つの分析の対象だと思っています。

そういった意味で、事務局に今日指示をしたのは、ICのある炉の運転員に対して、原電ではこういう教育なり、訓練がされていて、それに対して、東京電力ではどうであったかというようなことも検証の材料であると思っています。

そういった意味で、もちろんハード面も、ICの動作ロジック、バルブのロジックに違いがあるとちょっと考えにくいことは考えにくい。ICというのは一次系を引き出している。一次系というか、原子炉冷却系を引き出しているので、LOCA、配管破断をすごくおそれる設計になっていて、何かとバルブが閉じやすいロジックになってはいるのだけれども、それがいざというときにあけられるかどうかといったところのロジックが、原電と東電の間で違いがあるとは考えにくいのですが、これも確認の対象ではあると思うのです。

ただ、御質問にお答えするとすると、ハードよりむしろソフト面のところがずっと気になっているのは事実です。

○記者 そうすると、同様の話なのですけれども、国のアクシデントマネジメント対策の勧告の方ですかね、それを受けて、電力会社が設計で、施工のところに疑問があるというか。

○更田委員長 ものすごく大もとから言うと、何であれが電力の自主だったのだという議論は、もちろん事故の後、国会等でもあったのだと思っていますけれども、それよりも、結果的にあの時点でいわゆるシビアアクシデント対策というのは、規制上の要求に基づいて行われるのではなくて、経済産業省からの、あのころは通産省かな。通産省かもしれないのですけれども、通産省の要請によって電力が自主的にやるという形になったわけです。

そのことの是非ももちろんあるだろうけれども、それに先立って原子力安全委員会では共通問題懇談会というのが置かれて、そこで我が国におけるシビアアクシデント対策はどのようなものであるべきかという議論がされて、報告書が出されています。その報告書に基づいた、沿った要請が通産省から電力に対してされている。これは要請ベースですので、詳細な設計等々は電力によって行われる。

私の疑問は、本当に共通問題懇談会等々が意図したようなAM策になっていたのかどうか。本当に事故は起き得るもの、炉心が溶けるような事故はあるものとして考える。シビアアクシデント対策というのは、事故は起きるものとして考えるものですから、事故が本当に起きるものとして考えられていたのか。非常に悪い言葉で言えば、要請された

からつけておけばいいやという程度のものであったのか。おそらくそんなことはなくて、やはり現場は現場なりに考えたと思うのだけれども、それでも本当に、当時、本当にシビアアクシデントというような事故が真剣に考えられたかどうかを検証するには、非常にいい材料だと思っているのです。

繰り返しますけれども、ラプチャーディスクの動作圧力が何であんなに高かったのかと。肝心なときにバルブをあけてもラプチャーディスクが飛ばないじゃないと、今から振り返れば不思議に思います。

ですから、安全委員会の懇談会で議論された時点では、きちんとした性能を持ったものが作られることが期待されたのかもしれないけれども、しかし、それが設計の段階か、あるいは施工の段階でその意図から外れたものになってしまったかもしれない。

だから、ちょっとこれは歴史的な検証ではあるのですけれども、きちんとした反省を行うためには、この検証はやっておくべきだと思いますし、あえて申し上げれば、自主でやったことなのだから、電力自主AMがいかなるものであったかという経緯なり、反省は電力自身によって行われるべきだと私は思っているのですけれども、電力がやらないならこちらがやるというような気持ちになっているのは事実です。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、以上でよろしいでしょうか。では、最後、どうぞ。

○記者 毎日新聞のオクヤマです。

2点お尋ねします。

1点目は、フランスのル・モンドがASTRIDの開発停止について報じておりますが、その報道に接していたら、受けとめをお願いします。

○更田委員長 そうですね。これも開発側の議論、推進側の議論なので、規制当局として見解を持つような話ではありませんけれども、もともと昨年ぐらいから、ASTRIDについては、余りCEA（フランス原子力庁）が強い積極姿勢を見せてはいなかったですし、たしか原子力委員会の方での彼らの報告でも計画縮小のようなことを言っていました。ですから、ちょっと撤退をにおわせるようなトーンのことには続いていたので、それほど驚きということはありませんでした。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

あともう一つ、ちょっと話は変わるのですが、バックフィットについて御見解をお尋ねします。

今のようなバックフィット制度が原発事故前にもあった場合、2002年に推本が日本海溝の長期評価をして、その後、東電が15.7メートルの津波が来るかもしれないという試算をして、そういったことが、今のようなバックフィット制度があれば、規制に反映されていたのか、防潮堤が高くなるような規制強化につながったのか、御見解を聞かせてください。今のバックフィット制度があればですね。

○更田委員長 これはバックフィット制度だけではないと思います。今のような規制当局のあり方、形があって、そして、強いバックフィットに係る権限が法律で与えられていればということであって、バックフィット制度だけがあったら、当時、どうだったかというのは、ちょっと考えにくい部分があります。

当時の仕組み、御承知のように、基準等々に関しては安全委員会、一方、行政庁としての規制権限は原子力安全・保安院が持っていたわけですが、原子力安全・保安院は、原子力の推進に責任を持っている経済産業省の一部だという構造もあったので、当時、知見が規制に取り込まれたかどうかというのは、構造的なものもあるだろうし、制度上、法律上の権限もあるでしょうし、その上、さらに、その当時の情報がいかなるものであったかという捉え方の問題になりますので、極めて仮定の問題なので、何とも申し上げにくいですね。

○記者 追加の質問で、仮定の、答えにくいというのは承知したのですが、では、逆に、今のような組織があって、同じような、当時、周りの状況が、そういう情報が与えられていたら、規制に反映できているのかという点ではいかがですか。

○更田委員長 それは今だったらどうするかですよ、ざっくり言うと。そうすると、今度は情報が、例えば学会等々で、学术界という意味です。特定の学会ではないですが、その分野の専門の世界で共通的な理解として定着したものであれば、これは規制に参酌をしてバックフィットをかけていく。

ただ、その情報の確度をどう捉えるかが問題ですので、当時のもたらされた情報というのが、私たち、今の仕組みで検討しているわけではないので、一般論としてしか申し上げようがないですが、その情報が規制に参酌すべきものであるという判断があれば、当然、規制に取り入れてバックフィットをかけるし、そうでないと判断をされたら、見守るといふか、情報の確実さがより高まるのをウオッチし続けるという形になるだろうとは思っています。

○記者 先日、中部電力の津波の試算というので、あれも先日の会見でもまだ議論の途中だということなので、要するに、それぞれのデータが出て、それについて、規制委としても、その確からしさを判断して、評価した上で、取り入れるものなら取り入れるという、そういう趣旨でよろしいですか。

○更田委員長 そうですね。確からしさ、まず、もたらされている情報の確度と、それから、何も1点で決まるわけではないので、それ自体がある幅を持った不確かさを持ちます。ですから、その不確かさを補うような裕度がさらに加えられているかどうかというようなことを確認した上で、規制に取り入れるというのが一般則です。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

-了-